

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	名古屋ステーション開発株式会社
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市中村区椿町15番27号
工場等の名称	名古屋駅
工場等の所在地	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
業種	不動産業、物品賃貸業
業務部門における 建築物の主たる用途	飲食店
建築物の所有形態	賃貸ビル等（賃貸している建築物）
事業の概要	当社が、ＪＲ東海名古屋駅構内のスペースを事業者に賃貸提供し、賃借人が物販及び飲食業を経営。
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

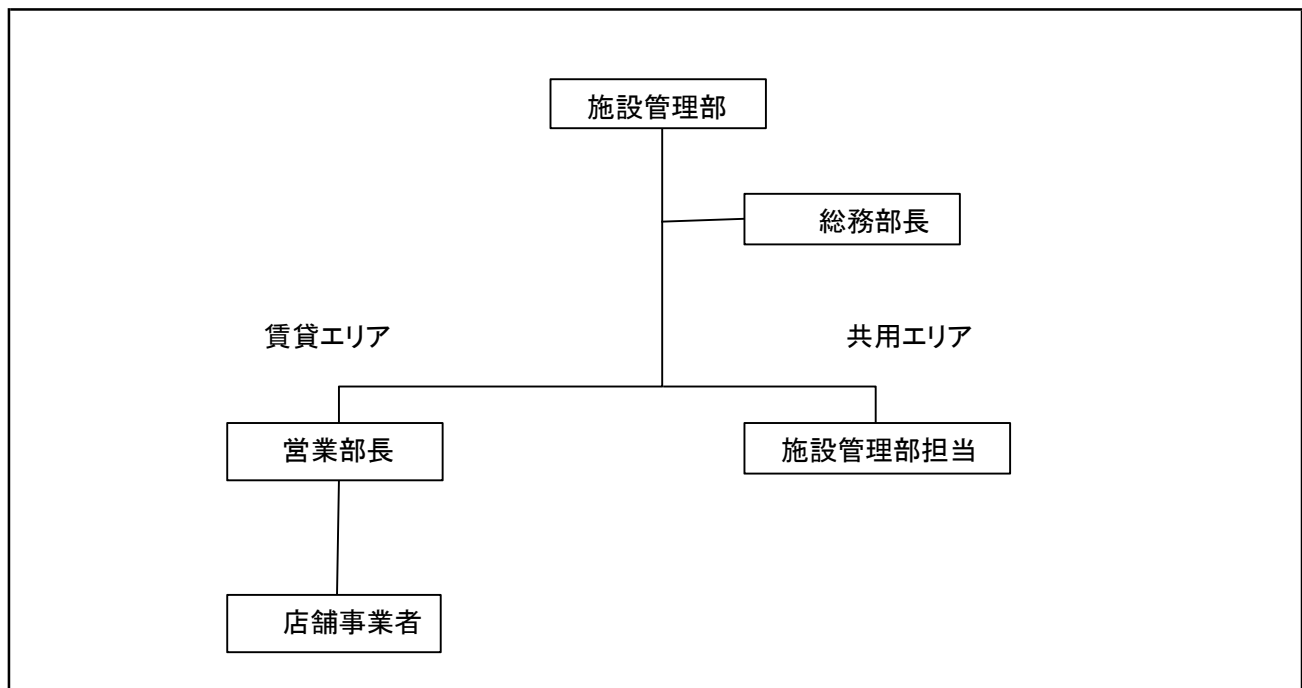
公表期間	令和4年7月29日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	（場所）名古屋ステーション開発株式会社
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-559-2160		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は、地球環境保全の重要性を認識し、J R 東海名古屋駅構内のスペースを賃貸提供するそれぞれのテナント事業者に対して、店長会やテナントリニューアル打合せの会議で、省エネルギー化の取組みについて啓蒙を実施し、より一層の理解と協力を求めていくこととする。また、自社が管轄する共用エリアについても、省エネルギー機器を積極的に使用することを進めていく。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		3,008	t-CO ₂
①を （温室除く 二酸化炭素 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		3,008	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量	3,008	t-CO ₂	3,211	t-CO ₂	▲ 6.7	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

温室効果ガスを 1 年間に 1 %ずつ削減し、3 年間で 3 %削減する。 （基準年度の令和 3 年度がコロナウィルス感染の影響を大きく受けているため、基準年度を令和元年度＝当該年度のエネルギー使用量に新しい排出係数を使用して算出した温室効果ガス排出量 3,377t-CO₂＝として毎年度 1 %削減した場合の、令和 6 年度排出量＝3,211t-CO₂を『必達』目標とする。）

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに 3,000 トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに 3,000 トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

[illegible]

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--